

1. 計画策定の目的と概要

1-1 計画策定の目的

本計画は、平成16年度に策定した「伊達市住宅マスタープラン」をもとに、平成18年に制定された「住生活基本法」及びそれに基づき策定された「住生活基本計画（全国計画/平成23年3月見直し）」、「北海道住生活基本計画（平成24年3月見直し）」を受けながら、住宅行政施策の基本となる施策を定めるものである。

具体的には、伊達市の人口・住宅等に関する現況と推移、総合計画等の関連計画における住宅施策の位置づけを整理し、伊達市における住宅施策の課題を抽出するとともに、公営住宅等を含めた所有形態別の世帯数の推計を行い、国や北海道における住宅施策の動向を考慮しながら、伊達市にふさわしい住宅施策の目標と展開方向を体系化することを目的として策定する。

1-2 計画の概要

計画の期間

計画期間は10年間（平成27～36年度）、構想期間は20年間（平成27～46年度）とする。公営住宅に関するより具体的・詳細な計画については、関連する「公営住宅等長寿命化計画」に反映されるものとする。

なお、計画内容は、社会情勢の変化、事業の進捗状況に応じ、5年ごとに定期見直しを行うこととする。

計画の位置づけ

本計画は、国及び北海道の住生活基本計画を踏まえて、「第六次伊達市総合計画」を受けるとともに、関連する計画との連携や整合を図りながら、総合的な住宅施策の推進を図るための計画と位置づけられる。

計画の策定体制

本計画は、「策定委員会」を設置し、適宜、北海道との調整を図りつつ策定を行うとともに、市民アンケート調査の結果を踏まえ、市民の意見を反映させるものとする。